

2026年3月11日



2026年度「イオン スカラシップ」
奨学生募集要項
(日本人大学生対象)

公益財団法人

ワンパーセント

イオン1%クラブ

はじめに

公益財団法人イオンワンパーセントクラブ(以下、当財団)は、「平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」というイオンの基本理念を具体的な行動に表すため、1990年に設立されました。お客さまにイオングループをご利用いただき生まれた利益の1%相当額をもとに、「子どもたちの健全な育成」「諸外国との友好親善」「地域発展の貢献」「災害復興支援」を主な事業領域として、環境・社会貢献活動に取り組んでいます。

イオン スカラシップは、日本及びアジア各国の大学生を対象とした給付型奨学金制度です。将来、それぞれの専門分野で、日本とアジア各国の架け橋となり活躍してほしいとの願いのもと、2006年にスタートしました。経済的支援の他、奨学生同士の交流会や宿泊研修カリキュラム、ボランティア活動などの機会を提供しています。

1. 求める人物像

大学での学びや研究をもとに、将来、グローバルに活躍する意志のある者。

2. 給付金額及び給付方法

- (1)年間の授業料 上限は消費税込で150万円とする(入学金/登録費/施設費/実習費などは含まず)
- (2)奨学生決定後、授業料を大学経由にて給付

3. 給付期間

原則、2026年4月1日から2028年3月31日までの2年間とする。

※早期卒業をする学生は、卒業月までの給付

一人が認定を受ける回数は最大2回(受給4年間)までとする。

2年目継続の可否は、下記について総合的に勘案し決定する。

- ・奨学生の応募資格と要件を満たしていること
- ・奨学生の責務が守られていること
- ・奨学金給付の停止または終了に抵触しないこと

4. 給付人数

1名/各大学

各大学が当財団に推薦する学生は最大2名とし、その中で選考の上、大学毎に認定者を決定します。

※「イオン スカラシップ」対象校については別紙1ご参照ください。

5. 応募資格と要件

各大学が当財団に推薦する学生は、次の各号に該当する学生とする。

【資格】

- (1) 日本の国籍を有すること
- (2) 大学学部在籍する正規生であり、学部1年生、2年生、3年生または修士1年生であること
- (3) 国際関係や外国語および情報・技術関係を学ぶ学部・研究科に所属していること
- (4) 他の給付型奨学金を受ける予定がないこと(渡航費助成、入学金助成等は奨学金にあたりません)
- (5) 心身ともに健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀であること
- (6) 本年4月1日現在、30歳以下であること

【要件】

- (1) 家計基準の目安は、独立行政法人日本学生支援機構学部生向け第一種奨学金の家計基準「収入・所得の上限額の目安」を上回らないこと
- (2) 小売業・サービス業・金融業・デベロッパー・農業・IT・環境の分野に貢献したいこと

6. 奨学生の責務

- (1) 本制度の趣旨を理解し、夢の実現を目指し学業に精進すること
- (2) 日本の法令、及び大学の規則などは遵守すること
- (3) 当財団が企画・運営する行事に極力参加すること
- (4) 受給期間中の認定証授与式、および2年目修了時の修了式に出席できること
- (5) 奨学生認定期間中、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡手段に変更が発生した場合は速やかに専用サイトで登録情報の更新をすること
- (6) 卒業後の進路・就職先、連絡先を専用サイトで登録すること
- (7) 認定終了後も、登録情報に変更が発生した場合は、専用サイトで情報の更新をすること
- (8) 認定から1年後に以下を提出すること(継続認定可否について検討)
 - ① 1年間の学内&学外活動の成果についてレポートを大学経由で提出
 - ② 1年間の成績証明書を大学経由で提出
 - ③ 学部4年生、修士2年生に進級する/している学生は、提出書類(継続生用)「卒業見込み意見書」(指導教員による記入)を合わせて大学経由で提出①~③は大学経由でご提出ください。
- (9) 認定修了時に以下を提出すること
 - 卒業生
 - ① 修了/卒業証明を併記した過去1年間の成績証明書を提出
 - ② 1年間の学内&学外活動の成果についてレポートを提出
 - 在學生
 - ① 1年間の成績証明書を大学経由で提出
 - ② 1年間の学内&学外活動の成果についてレポートを提出※①は大学経由でご提出ください。
②は毎年2月修了式に参加する前に、当財団から学生へ直接提出するよう連絡いたします。

7. 給付の停止または終了

以下のいずれかに該当する場合には、当財団は奨学金の給付を停止または終了することができる。

- (1) 申請時の奨学生の資格を満たさなくなったとき
- (2) 病気、休学その他の理由により成業の見込みがなくなったとき
- (3) 学業成績の著しい低下、出席日数の減少、素行が不良となったとき
- (4) 6ヶ月以上の留学(海外でのインターンシップを含む)をしたとき
- (5) 当財団に対する提出書類及び届出事項に虚偽があったとき
- (6) その他、当財団が奨学金の給付目的・趣旨または社会的相当性の観点から、奨学金の給付を不相当と認めるとき

8. 応募方法・応募の際の提出書類 ※学内選考通過者のみ提出

(1) 応募方法

応募する方は、応募書類一式(エクセル・PDF・JPEG)を、大学が指定する期日迄に大学窓口に提出してください。

(2) 提出書類

- A. 申請書: 当財団所定の用紙に必要事項を記入
- B. 推薦書: 当財団所定の用紙に大学の指導教員(もしくはそれに準ずる方)に記入を依頼すること
- C. 申請直近1年間の成績証明書
(前年度、他大学/高校に在籍していた方は、在籍していた学校の成績証明書)
- D. 誓約書: 当財団所定の用紙に、署名後、スキャンしPDFと原本を提出
- E. 個人情報保護の取扱いに関する同意書: 当財団所定の用紙に署名後、スキャンしPDFと原本を提出
- F. 住民票 1部(PDF)

該個人情報を遅滞なく消去します。

- (2) 認定された奨学生についてのみ、応募にあたってお知らせいただいた個人情報は、認定後の奨学生支援活動等の、当財団の諸活動及びそれに付随する業務を行うために利用します。
- (3) 認定された奨学生についてのみ、当財団の業務を行うために必要となる限度で、当財団との間で協力関係にある各機関・団体・法人に対し、当事業遂行のために必要となる限度で個人情報を提供することがあります。



以上